

佐賀市業務継続計画（BCP）【地震編】（概要）

1 基本的事項

（本編 第1章）

1.1 計画の概要

業務継続計画の想定する状況、目的、主な計画の内容は次のとおりである。

想定する状況

・地震災害により、ヒト、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源に制約があり、行政機能が低下した状況を想定

計画策定の目的

・震災時であっても、適切な業務執行により、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限にとどめることを目的として策定

主な計画の内容

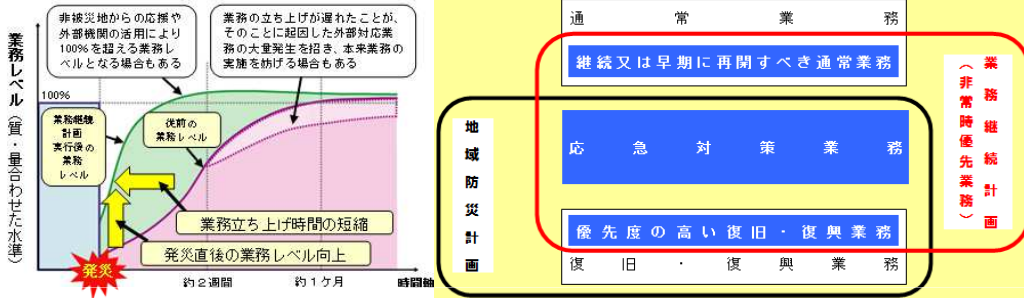
・全庁的な業務の洗い出しにより、市が実施すべき非常時優先業務を特定
 ・市の現況の資源及び想定被害に基づく課題分析により、業務継続の達成に必要な事前対策を抽出

なお、富士大和温泉病院、交通局、上下水道局については、その業務の専門性・独立性の観点から、それぞれ独自の計画を策定することとし、本計画の範囲には含まない。

1.2 計画策定効果のイメージと地域防災計画と業務継続計画が対象とする範囲

【業務継続計画策定に伴う効果イメージ】

【地域防災計画と業務継続計画が対象とする範囲】



1.3 業務継続計画の基本方針

方針1 市民の安全と安心の早期確保

方針2 非常時優先業務の実施に必要な業務資源の全庁的な確保・調整

方針3 優先度の低い通常業務の積極的な休止・抑制

2 計画の発動

（本編 第2章）

大規模な地震の発生に伴い市災害対策本部が設置され、市域又は市庁舎に甚大な被害が生じた場合に、市長が計画の発動の是非について決定する。

3 佐賀市の特性

（本編 第3章）

庁舎の代替施設や職員の居住範囲の状況、市の地質・地形など業務継続の前提となる市の現況を記載

<本庁舎代替施設> ①大財別館 ②iスクエアビル ③佐賀広域消防局 ④大和支所 の順

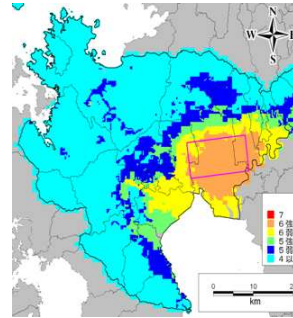
<職員の居住範囲> ・市内在住者 88% ・市外在住者 12%

4 想定する地震と被害想定

（本編 第4章）

本計画の想定する地震は、地域防災計画の想定地震である「川久保断層系に起因する地震」とした。

【予測震度分布】



【想定地震と被害の概要】

項目	内容	
震源	川久保断層系	
規模	マグニチュード 6.8	
市内の震度	北部	震度 4 以下～5 弱
	中部	震度 5 強～6 強
	南部	震度 6 弱～6 強

被害項目	被害数量		
	佐賀市	(参考) 佐賀県	
建築物被害	全壊	15,371 棟	17,582 棟
	半壊	30,134 棟	38,914 棟
人的被害	死者	721 人	817 人
	負傷者	6,990 人	8,523 人

5 本市が実施する非常時優先業務

（本編 第5章）

本市における非常時優先業務とは、「応急対策業務」、「優先度の高い復旧・復興業務」及び「継続又は早期に再開すべき通常業務」を合わせた業務とする。また、非常時優先業務の選定にあたっては、全業務（2,315件）において、発災後の業務の優先順位付け（A～Dの4段階評価）を行った。

【非常時優先業務数とその内訳（単位：件）】

評価	評価基準	応急・復旧対策業務	通常業務	合計
非常時優先業務	A 発災後（24時間以内）直ちに着手する業務	303	8	311
	B 発災後から3日以内に着手する業務	58	10	68
	C 発災後から1週間以内に着手する業務	36	229	265
小計		397	247	644
その他通常業務	D 発災後1週間以上経過してから着手する業務	16	1,855	1,871
合計		413	1,902	2,315

【通常業務のA・Bに位置付けた業務】

評価	業務名称
A	・秘書業務 ・報道機関との連絡及び相互協力業務 ・広報業務
	・庁舎維持管理業務 ・道路及び橋梁の維持補修及び管理業務
	・戸籍に関する届出受理業務 ・火葬場管理運営業務
	・国民健康保険三浦診療所運営業務
B	・基幹行政システム運用業務 ・清掃工場維持管理運営業務
	・清掃工場維持管理運営業務（川副・東与賀清掃センター）
	・リサイクル工場維持管理運営業務 ・最終処分場維持管理業務
	・衛生センター維持管理運営業務 ・中国残留邦人等支援業務
	・最低生活保障業務（経済給付） ・学校情報携帯メール配信業務
・公立保育所管理運営業務	

6 業務継続の課題と対応策

（本編 第6章）

6.1 職員の参集予測

大規模地震の発生に伴い、自宅から徒歩でしか勤務地に参集できない場合の参集時間を調査し、想定地震による職員自身や自宅の被災を考慮した結果、**職員参集可能割合は54.5%、参集可能人員は847人**となり、初動期から長期的な要員不足が浮き彫りとなった。

6.2 人的資源に関する課題と主な対応策

課題

職員の参集については、発災後3時間以内に、出勤可能な職員の80%以上が参集可能と予測されるが、時間外に発災した場合、参集可能な職員は極めて限定される可能性がある。また、人員体制においては、業務の実施に必要な有資格者、業務に精通する職員の遅参や、部署間の参集人員の偏りが発生するおそれがある。その他、参集職員においては、長時間労働による健康への影響も懸念される。

対応策

マンパワーの確保対策が最重要課題

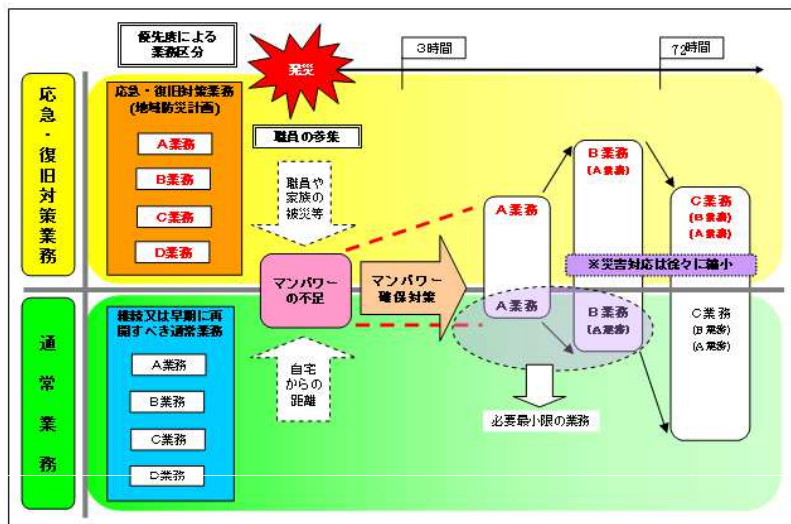
①参集命令を待つことのない勤務地への自発的参集。避難所開設要員は発災後直ちに避難所開設業務に従事

②専門的な知識や経験を必要とする業務に従事する人員を確保するため、「パーマレントスタッフ制度」を導入

③発災後3時間を目処に本庁・支所間での人員配分調整を行い、集中的に非常時優先業務に人員を投入

④窓口業務など本庁・支所間で同種の業務については、支所での対応を休止し、本庁で一元的に対応

その他、相互応援協定締結自治体への人的支援要請や、防災協定締結団体やボランティアとの連携強化等



6.4 業務資源（職員以外）に関する課題と対応策

非常時優先業務を円滑に実施するために、必要となる資源の現状と課題について整理するとともに、その確保、整備・充実にに向けた対応策を検討した。

	課題	対応策
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準を満たしていない施設は建築物被害が発生 耐震性を有している施設においても部分的被害が発生 什器の転倒、窓ガラスの飛散等により執務室の利用困難 	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定体制の確立、立入禁止区域の設定 代替施設への機能移転の検討 オフィス家具や事務機器類の転倒防止対策の推進
電力	<ul style="list-style-type: none"> 自家発電機等の非常用電源が整備されていない施設あり 施設自体が被災した場合、非常用電源は使用が不可能 燃料が確保できない場合、電力不足が長期化 	<ul style="list-style-type: none"> 電力の自力確保及び状況により発電車を要請 不必要機材のコンセントを抜き電気消費量を抑制 発電機用燃料の備蓄又は燃料供給ルート確保
電話	<ul style="list-style-type: none"> 電話回線の輻輳により繋がりにくい状況が発生 回線の断線等により災害時優先電話での通話は不能 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時優先電話、非常・緊急通話の職員への周知 衛星携帯電話の調達など通信手段の確保
無線	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線施設の被災により通信範囲の限定や放送が不能 担当職員以外の無線設備の操作は困難 	<ul style="list-style-type: none"> 施設が被災した場合の早期復旧体制の確保 操作マニュアルの整備及び操作訓練の実施
システム	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムの復旧には高度な技術が必要 電力の復旧状況やメンテナンス事業者の対応状況により、発災後3日程度は多くのシステムは使用不可能 	<ul style="list-style-type: none"> メンテナンス事業者との連絡・対応体制の確保 平常時からのデータのバックアップの実施 システムの使用不能を前提に業務継続方法を検討
エレベータ	<ul style="list-style-type: none"> 物理的な被害や余震の影響により、安全が確認できるまではエレベータの使用は困難 閉込回避機能の不作動による閉じ込めの発生 	<ul style="list-style-type: none"> メンテナンス事業者との連絡・対応体制の確保 復旧するまでの間は階段を利用することを周知 閉じ込めを想定した救出訓練の実施
備蓄	<ul style="list-style-type: none"> 職員用の食料・飲料水・生活用品が備蓄されていない コピー用紙等の事務用品も災害を前提とした備蓄はない 	<ul style="list-style-type: none"> 職員用の食料等の組織的な備蓄を検討 事務用品の一定量の確保と保管場所の分散を検討
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設が被災した場合、施設のすべてのトイレが使用不可能となるおそれあり 	<ul style="list-style-type: none"> 発災後は節水・節電のため水洗トイレを使用禁止 簡易トイレの備蓄と設置場所の検討

7.1 業務継続計画の推進

業務継続計画は、定期的な訓練や検証作業を通じた問題点の発見、組織改正、施設設備の改善等を踏まえ、継続的に改善を図る必要がある。

全庁的なマネジメントシステムとして、業務継続計画の運用・推進が図られるよう、「災害対策庁内連絡会議」等において、本計画に基づく対策の検討、情報の共有、計画の見直し等を行う。

7.2 人的資源・業務資源確保のための今後の取組み

業務継続の課題と対応策を踏まえ、非常時優先業務の実施にあたっては、平常時より主に次の取り組みを推進し、人的資源・業務資源の確保を図る。

人的資源	
職員の参集意識の向上	自宅における震災対策の周知
代替職員の確保対策の推進	関係機関との連携強化
授養計画の策定	職員の心のケア体制の整備
職員・家族等との安否確認方法の周知	震災時における指揮命令系統の確立

業務資源		
庁舎	来庁者の救出・救助対策	施設の耐震対策の推進
	オフィス家具等の耐震対策の推進	代替施設の設備拡充
電力	非常用電源の強化	停電を想定した業務継続方法の検討
電話	災害時優先電話の活用方法の検討	代替通信手段の確保
防災無線	新たな情報伝達手段の検討等により、より効果的な情報伝達体制の構築	
情報システム	システムの確保・震災対策の充実	メンテナンス事業者との連携強化
	佐賀市ICT部門BCPを参考に情報セキュリティ運用マニュアルを見直し	
エレベータ	震災時における利用ルールの策定	閉じ込め対策の充実
備蓄	職員用備蓄品の充実	納入業者との連携協力体制の強化
トイレ	断水時の貯水槽の活用方法の検討	簡易トイレの備蓄の充実

7.3 業務継続計画の改訂・見直し

必要資源の確保に努めた結果や、訓練・教育等により得られた情報や知見等を適切に計画に反映させるため、本計画の改訂及び見直しは、整合を図るべき地域防災計画の修正を行った翌年度に実施する。

8 非常時優先業務一覧

(付属資料)

非常時優先業務の実施に必要な非常時優先業務一覧（業務所管所属、業務内容、必要人員、優先順位、目標復旧レベル、関係部課・機関、必要となる設備・資機材・システム等の集計一覧）については、付属資料として別冊管理し、適宜見直しを実施する。